

道路維持管理支援システム使用に関する契約 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「道路維持管理支援システム使用に関する契約」（以下、「本システム」という。）について適用するものとする。

2 概要

道路損傷に対する適切かつ迅速な維持管理を行うため、道路維持管理業務に本システムを導入し、効率的かつ効果的な道路管理を実現することを目的とするものとする。

3 使用期間

契約日から令和9年3月31日まで

なお、運用開始は、令和8年10月1日までに実施できるものとし、詳細な仕様については、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

4 システム機能内容

本システム及びスマートフォンまたはタブレット（以下、「モバイル端末」という。）を導入するものとする。システム基本要件は下表のとおりとする。

表 システム基本要件

項目	基本要件
利用環境	●道路維持管理支援システム クラウド環境で運用され、パソコンを使用しインターネット経由で接続できること（受注者の用意するデータセンターへ接続） ●モバイル端末 クラウド環境で運用され、インターネット経由で接続できること（受注者の用意するデータセンターへ接続）
利用者 ユーザ数	●道路維持管理支援システム：15 ライセンス以上 ●モバイル端末：9 ライセンス以上
地図機能	① 地図や貸与データを表示できること（ゼンリン住宅地図、松本市都市計画図、松本市道路台帳附図、松本市道路網図等） ② 地図の移動、拡大、縮小ができる機能 ③ 地図上で登録内容が確認できること ④ 通報内容（レイヤ）の表示切替ができる機能 ⑤ 通報の状態（ステータス）を表示できる機能 ⑥ モバイル端末で取得した計測軌跡を表示する機能 ⑦ 通報内容や通報の状態の凡例を表示する機能 ⑧ 地図上のポイントをクリックすると要望概要が表示される機能

項目	基本要件
機能要件	<p>●道路維持管理支援システム</p> <p>① Web上でシステムの起動が可能であること</p> <p>② WebブラウザはGoogle Chrome、Microsoft Edgeで動作可能であること</p> <p>③ 地図とデータベースが連携し動作すること</p> <p>④ ログインによるユーザ管理が可能であること</p> <p>⑤ 通報内容に紐づけて添付ファイルの登録が可能</p> <p>⑥ 通報をモバイル端末に通知する機能</p> <p>⑦ 電話受付等の通報情報をクラウド環境に登録できる機能とすること</p> <p>⑧ ⑦に示す結果をリアルタイムに確認できること</p> <p>⑨ 通報内容の位置入力と同時に路線名や住所を取得できること</p> <p>⑩ 写真の撮影・登録・削除が可能であること</p> <p>⑪ 登録した内容の出力や項目別等で自動集計が可能であること</p> <p>⑫ LINE投稿による道路損傷等の通報を自動連携できること（LINE連携）</p> <p>●モバイル端末</p> <p>① 道路パトロール時に確認した異常個所の調査結果をクラウド環境に記録できること</p> <p>② ①に示す調査結果を本システム上でリアルタイムに確認できること</p> <p>③ 写真の撮影・登録・削除が可能であること</p> <p>④ 作業した日時や内容の自動附番機能</p> <p>⑤ 作業内容の種類を登録する機能</p> <p>⑥ 詳細内容登録機能</p> <p>⑦ 補修等処理の進捗状況を登録する機能</p> <p>⑧ 処理結果内容を入力できる機能</p>

5 機器調達

受注者は、本システムを運用するために必要なモバイル端末を発注者に貸与するものとする。機器の引き渡し日は、調達する機器の納入時期を考慮し、発注者と協議により決定する。

貸与する機器は、スマートフォンもしくはタブレットを9台とし、通信用のSIMも含むものとする。貸与の際は、受注者が機器の初期設定（アカウント設定、ネットワーク設定、アプリインストール等）を実施し、受注者に引き渡すものとする。

貸与機器の返却の際、発注者は、契約の期間満了等により契約が解除された場合は、機器等を速やかに返還する。

モバイル端末の動作環境は下表のとおりとする。

表 モバイル端末動作環境

対象	内容
ハードウェア	iPad / iPad mini / iPhone Android タブレット / スマートフォン
推奨 OS	iOS 12.0 以上 Android OS 12.0 以上

6 検査

システムの動作を確認するため、別紙に示す機能要件を満足しているか検査を実施するものとする。上記終了後、発注者の環境において検査を実施するものとする。

7 操作マニュアル作成

本システムのマニュアルを作成するものとする。

8 操作研修

受注者は、発注者に対し操作説明会を1回実施するものとする。実施内容や日程については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

9 打合せ協議

(1) 受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、事業の方針及び条件等の疑義に協議するものとする。

10 保守

本システムの動作状況等の確認及び利用について、保守を行うものとする。また、不具合等の問合せ受付窓口を設置し、適宜対応することとする。なお、保守要件は下表のとおりとする。

表 保守要件一覧

サービス項目	サービスレベル
システム障害に対するファーストコールの受付	平日 9:00~17:00
正常稼動しない際の状況診断・是正措置	1次回答：1営業日以内対応
システム障害により破壊された場合の復旧	1次回答 1営業日以内対応
システム改善要望の受付	常時受付
システム利用方法の通信手段に対するサポート	平日 9:00~17:00
プログラムに関する情報提供	常時提供
セキュリティパッチの適用	常時提供
システム定期点検	1回/年
システムフルバックアップ及び管理	1回以上/年

11 守秘義務

受注者は、本事業の遂行上知り得た情報について、発注者の許可なく他の目的に利用し、及び発注者以外の他者に開示してはならない。

12 複製及び貸与

本システムのうち、システムプログラム及び第三者が既得している権利以外の著作権は発注者に帰属し、発注者の許可なく複製及び貸与してはならない。事業終了後は、本システムで得た成果を全て消去するものとし、保管する場合は発注者の許可を得ること。

本システムの内容等を貸与・使用する場合は、発注者の承諾を得るとともに、関係各課と連絡調整を行い、対応を行うものとする。

1.3 セキュリティ要件

情報セキュリティ要件の定義に関しては、本市の情報セキュリティポリシーに準じて決定することとする。受託者は、クラウドサービス事業者として、インシデント発生リスクを低減するため以下の要件を満たすこと。

(1) アクセス管理

本システムへのアクセスは、システム利用者ID及びパスワードにより行えるものとする。

(2) 不正アクセス対策

本システムへの不正アクセスを防止・検知する機能を持つこと。また、サーバのOS、ミドルウェア、業務アプリケーションの不備によるセキュリティホールが発生をチェックし、処置する機能を持つこと。

(3) ウイルス感染対策

最新のウイルスに対しても感染の防止・検知するための機能を持つこと。

使用するウイルス対策ソフトは、常に最新のパターンファイルを適用し、リアルタイムスキャン及び完全スキャンを行うこと。また、パターンファイルの更新頻度は、ベンダーリリースから24時間以内とすること。

ウイルスを検知した場合は、対象ファイルを自動で隔離する設定を実施すること。

(4) パスワード管理

連続で認証失敗（連続でパスワードを間違えた場合）に強制的にアカウントをロックする機能を有すること。パスワードは、最低文字数や複雑さの要件（8文字以上で、大文字・小文字・英数字を混ぜること等）を設定すること。容易に特定されやすいパスワード（Password1やqwerty123等）のブラックリスト設定（登録できないようにする設定）や、連続した文字の使用（aaaa1234や123456等）を制限すること。

(5) 情報改ざん・漏えい対策

サーバ内データやバックアップデータに対して暗号化できる機能を持つこと。ログ取得機能（システムログやアクセスログ）を持つこと。

(6) システム操作ログの記録・管理

システムの操作ログ等の記録は、ユーザーがアクションしたすべてのログを記録すること。また、改ざん及び認可されていないアクセスから保護のため、ログファイルはアクセス制限をかけること。市のシステム管理者が、操作ログを閲覧できる機能を設けること。

ログ情報は、1日1ファイルで保存し、定期的にバックアップ（保存期間は1年間とする）を取ること。

1.4 データセンター

(1) 立地

- ・日本国内に設置されており、本市と同域に設置されていないこと。
- ・データセンターの所在地は、一般に公表・公開されていないこと。
- ・津波による浸水がないこと

(2) 設備

- ・無停電電源装置、自家発電設備等が設置されていること。
- ・安定した温度管理可能な空調を有していること。
- ・窒素ガス等機器に影響を与えない消火設備を有していること。
- ・排煙設備を有していること。

(3) 建物・機器設計

- ・浸水被害を想定した階層にサーバを設置していること
- ・東日本大震災級の地震に耐用できる免震・耐震構造であること。
- ・侵入が容易にできないよう無窓の外壁にする等物理的な対策が講じられていること。
- ・立入りは、許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証その他の認証方法による入退室管理が行われているとともに、鍵、監視機能、警報装置等により許可しない立入りを防止する措置が講じられていること。
- ・施設管理者が監視カメラ等により、24時間365日、リアルタイムで監視し、その状況が記録されていること。
- ・転倒、落下等を防止するため、適切に固定する等必要な措置が講じられていること。
- ・災害時の保守要員を確保していること
- ・可搬記録媒体の持込が制限されていること
- ・印刷物の持出しの制限があること
- ・数年以上の安定稼働の実績があること。
- ・目的外のサーバへのアクセスが不可能なこと

1.5 納品物

本システムにおける「操作マニュアル」を1部納品するものとする。

1.6 協議事項

本システムを実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項又は、疑義が生じたときは発注者と受注者間で協議の上、決定するものとする。

1.7 免責事項

受注者は、次の各号の事由により発注者に発生した損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものと

する。

- (1) 受注者に起因しない本システムの不具合
- (2) 発注者の設備障害及び受注者の本システム用設備までの接続サービス不具合、その他の接続環境の障害
- (3) 受注者が定めた手続きを発注者が遵守しないことに起因して発生した障害

1 8 支払い方法

支払いは使用期間完了後に一括払いとする。

1 9 担当部局（問い合わせ先）

担当部局は、以下のとおりとする。

担当部局名：松本市建設部維持課（担当 成澤）

住所：〒390-8620 長野県松本市丸の内3-7

電話番号：0263-34-3244

F A X：0263-33-2939

※組織改革または人事異動により担当者が変更となる場合があります。

情報セキュリティ確保に関する共通仕様書

(情報セキュリティに関する規定の遵守)

1 目的

業務委託契約、物件供給（製造請負）契約及び賃貸借契約を締結した者（以下「受注者等」という。）並びに発注者の承諾を得て契約の一部を委任され、又は請け負う者（以下「再受注者等」という。）は、松本市情報セキュリティ対策基本要綱をはじめとする情報セキュリティ対策に関する各種規程を遵守すること。

(守秘義務)

- 2 受注者等及び再受注者等は、本契約において知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間終了後も、同様とする。
- 3 契約の遂行上知り得た情報は第三者に使用され又は発注者の許可なく閲覧されることのないよう、適切に管理すること。

(目的外利用の禁止)

- 4 発注者から提供された情報資産を目的外に利用しないこと。
- 5 発注者から提供された情報資産を受注者等以外の者へ提供しないこと。ただし、再受注者等へ情報資産を提供するときは、事前に発注者の承諾を得ることとする。

(返還義務)

- 6 発注者から提供された情報資産は、契約期間終了後ただちに返還すること。

(体制の確立と維持)

- 7 本契約における情報セキュリティを確保するため、受注者等における管理体制を確立し、発注者に報告するとともに、契約期間中その体制を維持すること。
- 8 情報セキュリティに関する教育を受注者等の組織内で実施し、情報セキュリティの確保に努めること。
- 9 再受注者等には受注者等の責任において、情報セキュリティの確保維持させること。

(再委託)

- 10 受注者は、個別契約に係る業務の全部又は一部の内、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。
- 11 受注者は、前項ただし書により発注者に承諾を求める場合は、受注者が負うべき個人情報等の管理義務を再委託先にも課すこととし、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報を発注者に通知する。

1 2 前項の再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先を発注者が指定した場合を除き、受注者等が責任を負うものとする。

(漏えい事案等が発生した場合の責任)

1 3 受注者並びに再受注者等は、受注者並びに再受注者等の支配が可能な範囲において、個人情報の情報漏えい等に関し責任を負うものとする。

1 4 受注者並びに再受注者等は、個人情報の情報漏えい等を確認した場合、ただちにその旨を発注者に報告し、速やかに影響の極小化を図るとともに、必要な調査を行ったうえ、当該個人情報の項目、内容、数量、発生状況等の詳細な調査結果および今後の対処方針を書面（電子データ）により報告しなければならない。

(身分証明書の携帯)

1 5 本契約に従事する者は、業務の遂行中身分証明書を携帯し、発注者の求めがあった場合は提示すること。

(損害賠償)

1 6 受注者等が情報セキュリティを維持しないことにより生じた損害については、受注者等がその責任を負い、費用を負担すること。